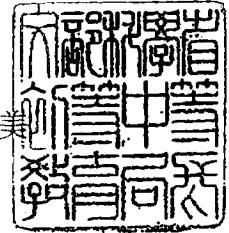


18文科高第756号  
平成19年3月28日

各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長  
錢谷 眞



(印影印刷)

文部科学省高等教育局私学部長  
磯田 文雄



(印影印刷)

校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について

標記の特例措置については、平成15年8月29日付文科総第128号文部科学省大臣官房長通知「構造改革特別区域基本方針に基づく特例措置について」において、特例措置の内容について通知していたところですが、構造改革特別区域推進本部決定により、全国展開することとされました。

ついては、当該決定を踏まえ、今後は下記のとおり取り扱うこととしますので、学校法人等が設置する小学校等（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園をいう。以下、同じ。）の認可を行うにあたっては、より弾力的な取り扱いが可能となりますのでお知らせします。

また、各都道府県知事におかれては、域内の市町村長等に対しても、本通知の内容についてご周知くださいますようお願いいたします。

<本件担当>

下記1及び2関係：文部科学省高等教育局私学部私学行政課  
電話 03-5253-4111（内線2532）

下記3関係：文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室  
電話 03-5253-4111（内線2349）

## 記

- 1 私立学校法（昭和24年法律第270号）第25条第1項に規定する資産については、昭和25年3月14日付文管庶第66号文部次官通達「私立学校法の施行について」三の「学校法人の資産の認可基準について」において、学校法人を新設する場合、校地及び校舎等の基本財産は、「原則として負担附（担保に供せられている等）又は借用のものでないこと」としている一方で、「特別の事情があり、そして教育上支障がないことが确实と認められる場合には、この限りではない」としており、一定の場合に校地及び校舎を借用すること等が認められている。

都道府県知事が、同法第31条第1項の規定に基づき、小学校等を設置する学校法人の寄附行為の認可を行うに際し、この「特別の事情があり、そして教育上支障がないことが确实と認められる場合」としては、学校経営の安定性・継続性が担保できる見込みがあることを前提に、以下のような事例を含むこと。なお、同法第45条第1項の規定に基づく学校法人の寄附行為の変更の認可についても同様とする。

- (1) 長期にわたり校地及び校舎を使用できる保証がある借用であること。なお、国、地方公共団体等からの借用に限らず、民間からの借用であっても差し支えないこと。
- (2) 学校等が目指す教育内容を実現するために、校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと。

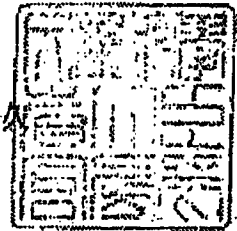
- 2 構造改革特別区域内において教育上特別な事情があり、これに対応する教育を行う小学校等を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域法第4条に基づいて内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、認定を受けた地方公共団体の長は、学校経営の安定性・継続性が担保できると認める場合には、当該認定の日以後、同法第12条第2項に規定する学校設置会社又は同法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人による小学校等の設置の認可を行うにあたり、上記1.と同様に取り扱って差し支えないこと。

- 3 前記1及び2の取り扱いを行った場合は、小学校設置基準（平成14年3月29日文科省令第14号）第12条、中学校設置基準（平成14年3月29日文科省令第15号）第12条及び幼稚園設置基準（昭和31年12月13日文科省令第32号）第12条にいう「特別の事情」がある場合に該当すること。また、高等学校設置基準（平成16年3月31日文科省令第20号）第18条及び高等学校通信教育規程（昭和37年9月1日文科省令第32号）第11条についても、同様に取り扱って差し支えないこと。

15文科総第128号  
平成15年8月29日

各都道府県教育委員会教育長  
各都道府県知事

文部科学省大臣官房長  
白川 哲



(印影印刷)

構造改革特別区域基本方針に基づく特例措置について (通知)

標記については、法律、政令、省令、告示において様々な特例措置が設けられているところではありますが、そのほか、本通知において、下記のとおり特例措置を設けることといたします。

本通知の内容は、平成15年10月1日から効力を生ずることとし、これに伴い、「構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）に基づく特例措置について（通知）」（14文科総第234号）は廃止します。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、市町村長等に対しても、本通知の内容についてご周知くださいますようお願いいたします。

また、下記4.及び5.については、各都道府県教育委員会においてそれぞれの事業の趣旨をご理解いただき、域内の市町村について、内閣総理大臣によるこれらの事業に係る構造改革特別区域計画の認定があった場合には、各都道府県における実態を考慮のうえ、これらの事業に関する市町村教育委員会との連携・協力についてご配慮願います。

なお、構造改革特別区域計画の申請手続等については、構造改革特別区域推進本部のホームページ (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>) を御参照ください。

<担当>

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室

電話 03-5253-4111 (内線2043)

## 記

### 1. 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

(1) 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において教育上特別な事情があり、これに対応する教育を行う小学校等（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園をいう。（2）において同じ。）を設置する必要があると認めて構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）附則第3条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）2.（6）②）に基づく内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県知事が学校経営の安定性・継続性が担保できると認める場合には、「私立学校法の施行について（文部事務次官通達・昭和25年3月14日文管庶第66号）」三（I）2にいう「特別の事情があり、そして教育研究上支障がないことが確実と認められる場合」に該当することとし、私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項の規定に基づき、その所轄する学校法人の寄附行為の認可を行うにあたり、校地又は校舎を自己所有していることを求める必要がないこと。なお、同法第45条第1項の規定に基づく学校法人の寄附行為の変更の認可についても同様とする。

(2) 構造改革特別区域法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた地方公共団体（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の規定による認定を同時に申請し、認定を受ける場合を含む。）が、その設定する構造改革特別区域内において教育上特別な事情があり、これに対応する教育を行う小学校等を設置する必要があると認めて同法附則第3条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針2.（6）②）に基づく内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方公共団体の長が学校経営の安定性・継続性が担保できると認める場合には、同法第12条第2項に規定する学校設置会社又は同法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人に係る小学校等の設置の認可を行うにあたり、校地又は校舎を自己所有していることを求める必要がないこと。

(3) 前記（1）（2）の内閣総理大臣の認定を受けた場合は、小学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令第14号）第12条及び中学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令第15号）第12条にいう「特別の事情」がある場合に該当すること。

## 2. IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業

地方公共団体が、原則として、当該地方公共団体に住所を有する者のうち、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程を欠席していると認められる児童又は生徒に対して、訪問等による対面の指導が適切に行われることを前提として、適応指導教室、民間施設又は自宅において当該地方公共団体、学校法人又は民間事業者が実施する高度情報通信ネットワーク等を活用した学習活動を当該児童生徒に提供する必要があると認めて構造改革特別区域法附則第3条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針2.（6）②）に基づく内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該児童又は生徒が行った当該学習活動について、当該児童又は生徒が在籍する学校の長は、指導要録上出席扱いすること及びその成果を評価に反映することができること。

## 3. 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業

学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成15年3月31日文部科学省告示第56号）二における構造改革特別区域研究開発学校設置事業の認定を受けた地方公共団体（同事業の認定を同時に申請し、認定を受ける場合を含む。）が、構造改革特別区域研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する必要があると認めて、構造改革特別区域法附則第3条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針2.（6）②）に基づく内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、上半年用の教科書を下半年の児童生徒に早期に無償給与することを可能とすること。

## 4. 市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業

### （1）特例措置の趣旨

構造改革特別区域において、市町村費負担教職員任用事業（構造改革特別区域法第13条の規定により内閣総理大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）により市町村教育委員会において教員の任用が可能になることから、当該市町村教育委員会において教員免許を有しない者の採用選考を行う場合、都道府県教育委員会における教員免許状授与手続のための必要書類・手続が採用選考のためのものと重複し、必要以上に教員免許状授与手続が長期化、複雑化しないようにするものである。

### （2）特例措置の内容

構造改革特別区域において、教員免許を有しない者を、特別免許状の授与

を前提として、市町村費負担教職員として任用する場合に、市町村教育委員会及び都道府県教育委員会が、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第4項に定める学識経験者の意見聴取の聴取内容、必要書類及び手続についてあらかじめ協議し定めておくことにより、機動的な実施を可能にし、教員免許状授与手続の迅速化を図ること。

## 5. 市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業

### (1) 特例措置の趣旨

構造改革特別区域において、市町村費負担教職員任用事業により市町村教育委員会において教員の任用が可能になることから、当該市町村教育委員会において教員免許を有しない者の採用選考を行う場合、都道府県教育委員会における教員免許状授与手続のための必要書類・手続が採用選考のためのものと重複し、必要以上に教員免許状授与手続が長期化、複雑化しないようにするものである。

### (2) 特例措置の内容

構造改革特別区域において、教員免許を有しない者を、教育職員検定による教員免許状の授与を前提として、市町村費負担教職員として任用する場合に、市町村教育委員会及び都道府県教育委員会が、教員免許状授与要件や手続についてあらかじめ協議・連携し、市町村教育委員会における採用選考及び都道府県教育委員会における教育職員検定に必要な書類・手続について統一化、簡素化しておくことにより、教員免許状授与手続の簡素化を図ること。